**令和２年３月２９日時点**

**社会福祉施設等における**

**新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト**

１　主旨

本チェックリストは厚生労働省通知に基づき、社会福祉施設等運営法人が新型コロナウイルスに係る各項目について、施設等内での実施状況を確認することで、新型コロナウイルスの感染及びまん延を防止すること等を目的に策定しました。

２　実施者

　　　本チェックリストの実施者は、**高齢者、障害児者**を対象とする以下の事業を行う社会福祉施設等の運営法人とします。

　通所系　：通所介護、通所リハビリテーション、生活介護、自立訓練、就労移行支援、

就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、

放課後等デイサービス

短期入所：短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期入所

入所系　：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、

　　　　　老人福祉センター、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、

介護療養型医療施設、障害者支援施設、障害児入所施設

　　居住系　：共同生活援助、特定施設入居者生活介護

　訪問系　：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

　その他　：福祉用具貸与、特定福祉用具販売、自立生活援助、保育所等訪問支援、

居宅訪問型児童発達支援、一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

　　　　　　　　　　　　　　　　　※介護保険サービスは介護予防サービスを含む

３　記載要領

　　・「共通項目」及び該当サービスについて内容を確認し、内容を実施できていればチェック欄

に「✓」（チェックマーク）を記入してください。

　　・該当サービスのチェックリストがない場合は、「共通項目」のみ確認してください。

　　・項目の事案がない場合についても、「事案があった場合」と仮定して内容を確認してください。

　　・実施できていない場合は早急に実施し、感染及びまん延の防止に努めてください。

　【共通項目】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象サービス | 確認項目 | チェック欄☑ |
| 共通 | 〇予防に関すること |
| ①　マスク着用を含む咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）が行われているか。 |  |
| ②　手洗い、アルコール消毒等が行われているか。 |  |
| ③　居室や共有スペースなどの部屋のこまめな換気を行っているか。なお、換気の際は衣服等の温度調節に配慮すること。 |  |
| ④　トイレのドアノブや取手等は消毒用エタノール等で清拭し、消毒を行っているか。 |  |
| ⑤　①～④については施設職員、利用者、面会者、委託業者等において行われているか。 |  |
| ⑥　職員においては、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けているか。 |  |
| ⑦　感染の予防については、・「保育所における感染症対策ガイドライン 」（厚労省）P.8（飛沫感染対策）、 P.12（接触感染対策）・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版 」（厚労省）」 P.4（感染経路の遮断）　　　　　 を参考にしているか。 |  |
| 共通 | 〇発熱等症状があった場合 |
| 1. 概ね過去14日以内に下記の対象地域（※1）から帰国した職員等（湖北省又は浙江省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。）については、保健福祉部局、保健所並びに医師又は嘱託医と連携のうえ、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の（ア）又は（イ）に従って対応しているか。

（ア） 発熱等の症状により感染が疑われる職員等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」（別添「岐阜県の新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センター窓口一覧」参照）に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。（イ） 現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から14 日間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記（ア）に従うこと。※1（対象地域）：・中華人民共和国：湖北省 、浙江省・大韓民国：大邱広域市、慶尚北道の清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡・イラン・イスラム共和国：ギーラーン州、コム州、テヘラン州 、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州・イタリア共和国：ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州・サンマリノ共和国：全ての地域・スイス連邦共和国 ：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州・スペイン王国 ：ナバラ州、バスク州、マドリード州、ラ・ リオハ州・アイスランド共和国：全ての地域・香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人・アイルランド：全ての地域・アンドラ公国：全ての地域・イタリア共和国：全ての地域・エストニア共和国：全ての地域・オーストリア共和国：全ての地域・オランダ王国：全ての地域・スイス連邦：全ての地域・スウェーデン王国：全ての地域・スペイン王国：全ての地域・スロベニア共和国：全ての地域・デンマーク王国：全ての地域・ドイツ連邦共和国：全ての地域・ノルウェー王国：全ての地域・バチカン：全ての地域・フランス共和国：全ての地域・ベルギー王国：全ての地域・ポルトガル共和国：全ての地域・マルタ共和国：全ての地域・モナコ公国：全ての地域・リヒテンシュタイン公国：全ての地域・ルクセンブルク大公国：全ての地域（地域については、今後の流行状況にあわせて変更の可能性有。） |  |
| ②　発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控えているか。 |  |
| ③　発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しているか。 |  |
| ④・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が４日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様。）・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）ある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談しているか。 |  |
| ⑤・高齢者・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある場合や透析を受けている場合・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合で、④の状態が２日程度続く場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談しているか。 |  |
| ⑥　妊婦で④の症状がある場合は、早めに「帰国者・接触者相談センター」に相談しているか。 |  |
| ⑦　インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様かかりつけ医等に相談しているか。 |  |
| 共通 | 〇「帰国者・接触者相談センター」に相談した場合 |
| ①　「帰国者・接触者相談センター」から受診を勧められた医療機関を受診しているか。（複数の医療機関を受診することは控えているか。） |  |
| ②　医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを徹底しているか。 |  |
| 共通 | 〇情報収集 |
| ①　新型コロナウイルスに関する最新かつ正確な情報を厚生労働省ＨＰや、保健所等の関係機関との連携により収集しているか。 |  |
| ②　①で収集した情報を職員に提供するとともに、必要に応じ、保護者、子ども、障害者及び高齢者、並びにこれらの家族に対する情報提供や相談対応に努めているか。 |  |
| 1. 職員等に対し、現在の知見下での新型コロナウイルスに関する適切

な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮しているか。 |  |
| 共通 | 〇県への報告 |
| 1. 新型コロナウイルスの感染者が１名でも発生した場合は、「岐阜県

社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル（平成３１年４月１日制定）」に基づき、「食中毒、感染症患者（疑いを含む）発生報告書（様式１）」により、県等（保健所、県事務所福祉課等、市町村）へ速やかに報告しているか。 |  |
| ② ①の報告以降は、事業所等は最新事項（様式１及び「食中毒、感染症等患者発生時における経過記録表（様式３）」等による。）を県等へ毎日状況報告しているか。 |  |

　【通所系・短期入所】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象サービス | 確認項目 | チェック欄☑ |
| 通所系・短期入所 | 〇職員について |
| 1. 職員（※2）については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5℃以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底しているか 。（過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。）

※2ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけではなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等を含むものとする。 |  |
| ②　①に該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めているか。 |  |
| ③　①が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意しているか。 |  |
| ④　委託業者等についても、物品の受け渡しは玄関など施設の限られた場所で行っているか。また、施設内に立ち入る場合については体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断っているか。 |  |
| 通所系・短期入所 | 〇利用者について |
| ①　社会福祉施設等の送迎に当たっては、乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断っているか。（過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。） |  |
| ②　①が解消した場合であっても、引き続き利用者の健康状態に留意しているか。 |  |
| ③　発熱により利用を断った者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供（※3）を検討しているか。※3訪問介護等の職員については、「訪問系」に記載の項目を遵守すること。 |  |
| ④　県や市町村、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるよう努めているか。 |  |
| 通所系・短期入所 | 〇新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応 |  |
| 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当面、次の①～⑤の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従う。※新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5 度以上の発熱が４日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については２日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるものをいう。 |  |
| 1. 「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。また、速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者及び当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行っているか。
 |  |
| 1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等について、清掃を実施しているか。
 |  |
| 1. 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定しているか。なお、濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

・新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を介護していた者・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 |  |
| 1. 濃厚接触が疑われる利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保しているか。なお、短期入所利用者においては、必要に応じ入所施設・居住系サービスと同様の対応を行っているか。
 |  |
| 1. 濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応しているか。
 |  |

【入所系・居住系】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象サービス | 確認項目 | チェック欄☑ |
| 入所系・居住系 | 〇職員について |
| 1. 職員（※4）については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認め

られる（ 37.5 ℃以上 の発熱 をいう。 以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底しているか 。（過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。）※4ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけではなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等を含むものとする。 |  |
| ②　①に該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めているか。 |  |
| ③　①が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意しているか。 |  |
| 入所系・居住系 | 〇職員、利用者以外について |
| ①　面会については、感染経路の遮断という観点で、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限しているか。 |  |
| ②　①について面会をする場合、少なくとも面会者に体温を計測してもらい、発熱が認められる場合については面会を断っているか。 |  |
| ③　委託業者等についても、物品の受け渡しは玄関など施設の限られた場所で行っているか。また、施設内に立ち入る場合については体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断っているか。 |  |
| 入所系・居住系 | 〇利用者について |
| 1. 高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者又は

妊婦については、37.5℃以上の発熱又は呼吸機器症状が2日以上続いた場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。 |  |
| 1. ①以外の者で37.5℃以上の発熱又は呼吸器症状が4日以上続いた場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。
 |  |
| ③　症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改訂版）」のＰ50からのインフルエンザの項での対応を参考としつつ、以下の（ア）～（エ）等の対応を行い、感染拡大に留意しているか。（ア）感染の疑いがある利用者を原則個室に移すこと。（イ）個室が足りない場合については同じ症状の人と同室とすること。（ウ）感染の疑いがある利用者にケアや処置をする場合には、職員は　　サージカルマスクを着用すること。1. 罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクを着用すること。
 |  |
| 1. 感染の疑いがある利用者とその他の利用者の介護等にあたっては、

可能な限り、担当職員を分けて対応しているか。 |  |
| 入所系・居住系 | 〇新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応 |  |
| 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当面、協力医療機関に相談し、次の①～⑤の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従う。※新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5 度以上の発熱が４日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については２日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるものをいう。 |  |
| 1. 「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。また、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者及び当該利用者の家族等に報告を行っているか。
 |  |
| 1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者の居室及び当該利用者が利用した共有スペースについて、消毒・清掃を実施しているか。
 |  |
| 1. 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定しているか。なお、濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 |  |
| 1. 濃厚接触が疑われる利用者に対し、適切な対応を行っているか。

・当該利用者について、原則として個室に移動しているか。・当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行っているか。・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を１、２時間ごとに５～10分間行っているか。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施しているか。・職員は使い捨て手袋とマスクを着用しているか。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用しているか。・ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施しているか。なお、手指消毒の前に顔（目・ 鼻・口）を触らないように注意するとともに、「１ケア１手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とすること。・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用としているか。その他の利用者にも使用する場合は、消毒エタノールで清拭を行っているか。・当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止ため取組を促しているか。・施設長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行っているか。 |  |
| 1. 濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応しているか。
 |  |

【訪問系】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象サービス | 確認項目 | チェック欄☑ |
| 訪問系 | 〇職員について |
| ①　職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（ 37.5 ℃以上 の発熱 をいう。 以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底しているか 。（過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。） |  |
| ②　①に該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めているか。 |  |
| ③　①が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意しているか。 |  |
| ④　①に該当する職員については、「共通項目」の「〇発熱等症状があった場合」を踏まえ、適切な相談及び受診を行っているか。 |  |
| 訪問系 | 〇利用者へのサービス提供について |
| ①　サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が利用者の体温を計測しているか。 |  |
| ②　①で発熱が認められる場合については、「共通項目」の「〇発熱等症状があった場合」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促しているか。 |  |
| ③　①で発熱が認められる場合、事業者等は地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続しているか。 |  |
| ④　①で発熱が認められる者が基礎疾患を有する者及び妊婦等である場合は、勤務上の配慮を行っているか。 |  |
| ⑤　①で発熱が認められる場合、サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行っているか。 |  |
| 訪問系 | 〇新型コロナウイルス感染が疑われる者を把握した場合の対応 |  |
| 新型コロナウイルス感染が疑われる者を把握した場合、次の①～③の対応を行う。※新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5 度以上の発熱が４日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については２日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるものをいう。 |  |
| ①「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。また、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者及び当該利用者の家族等に報告を行っているか。さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行っているか。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。・感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。なお、発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービスの提供を行わないことが望ましい。 |  |
| ②　濃厚接触が疑われる利用者に対しては、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保しているか。その際、地域の保健所とよく相談した上で、訪問介護の必要性を再度検討しているか。 |  |
| ③　②の結果、訪問介護の必要性が認められサービスを提供することとなる場合は、以下の点に留意しているか。・基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行っているか。・サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、感染防止策を徹底しているか。具体的には、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行っているか。 |  |